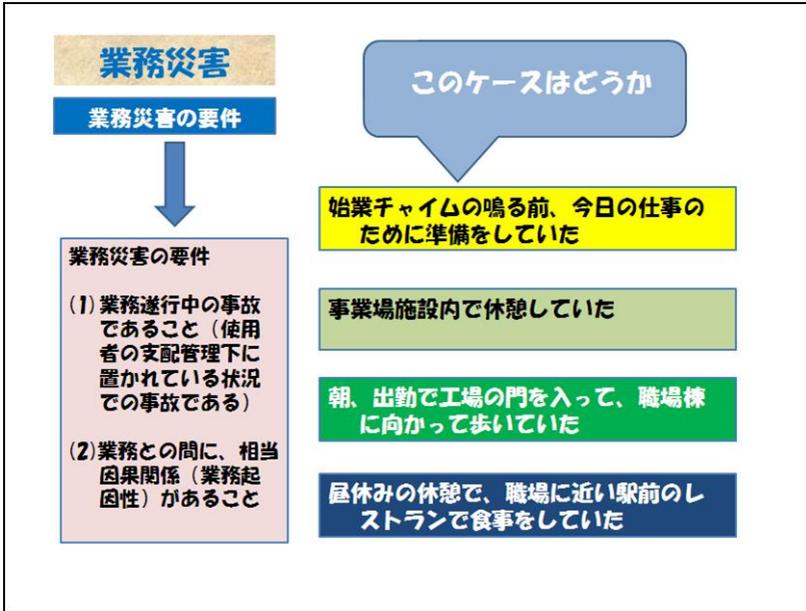


10-5 業務災害



業務災害

- ① 作業中に発生した災害は、大部分が業務災害であると考えて問題ない。
- ② しかし、「作業を離脱しての私的行為、業務放棄行為中の災害、業務外の原因（恣意的行為、私的行為、業務離脱行為、素因、天災地変等）」などでは、業務起因性が否定される場合がある。
- ③ 作業に伴う準備行為や後始末行為など、業務に関する一連の流れにある作業は、業務の延長行為として認められるが、その範囲を越えるものは、単なる事業場施設の利用行為か、単なる自由行動と見るべきであるとされる。
- ④ 事業場の緊急事態に対応する行為は、当該事業の労働者として行われる(期待される)べきものに限っては、事業主の特命の有無にかかわらず業務起因性が認められる。
- ⑤ 休憩時間中の災害は、事業場施設又はその管理に原因がある場合を除き、業務起因性は認められない。
- ⑥ 就業時間外における事業場施設の利用中の災害や、始業前・始業後の事業場施設内での災害については、事業場施設又はその管理に原因がある場合に限り、業務起因性が認められている。
- ⑦ 出張中の災害は、積極的な私用・私的行為、恣意行為等にわたるもの、自ら招いた災害（例：泥酔が原因となった災害、映画を見に出かけた映画館での負傷、街で飲み歩き中にあった交通事故等）を除き、出張過程の全般について業務行為に従事しているものとして取扱われる。
- ⑧ 出勤前、退勤後に行う用務については、当該労働者の自らの職務上の用務であるか、事業主の特命行為が介在し、用務遂行手段が合理的である場合には、業務災害と認められる。
(厚生労働省労働基準局「業務上外の理論と実際上巻」を参照)